記 者 配 布 資 料

平成 26 年 1 月 15 日

大阪経済記者クラブ会員各位

「『おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）』に対する意見」の建議について

【お問合先】大阪商工会議所　経済産業部（楠本・上田）
Ｔｅｌ：０６－６９４４－６３００

【概　　要】

○大阪商工会議所は、「『おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）』に対する意見」を取りまとめ、本日1月 15 日付で松井一郎・大阪府知事、橋下徹・大阪市長に対して建議する。

○大阪府は、地方自治体の立場からエネルギー政策への積極的な関与を目指すため、大阪市と共同で同プランの策定を進めており、①再生可能エネルギーの普及拡大、②エネルギー消費の抑制、③電力需要の平準化と電力供給の安定化の3つの施策を通じて、2020 年（平成 32 年）度までに府域で 150 万kWの電力創出を目標としている。

○しかし、同プランの核となる太陽光発電による供給力の確保（90 万kW）は、府域における現在の太陽光発電の普及状況（25 万kW）と比較し実現性の乏しい水準となっている。

○また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を担保するため、企業や府民が「賦課金（サーチャージ）」を負担する中、急激に再生可能エネルギーが増加すれば、エネルギーコストの増大を招き、企業経営や家計の圧迫にもつながる。

○そこで、本意見書では、固定価格買取制度の長短を踏まえた施策の検討を求めるとともに、目標ありきで事業者や府民に過度の負担を強いる施策に反対する一方、「環境と経済の両立」の大原則のもと、事業者の前向きな取り組み姿勢を引き出し、環境産業を振興する視点からも、インセンティブ重視の支援施策を講じるべきとした。

【意見書のポイント】

1．「再生可能エネルギーの普及拡大」について（資料2の1ページ）

○2020 年（平成 32 年）度までに太陽光発電による供給力を 90 万ｋＷ確保するという目標は、現時点の府域における太陽光発電の普及状況が 25 万ｋＷであることを踏まえると極めて高く、実効性に疑問。供給力の増加・需要の削減には再生可能エネルギーだけでなく、分散型電源等の導入などより幅広な施策とするべき。

○また、平成 24 年度から実施されている「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を担保するため、企業や府民は電力料金に加え「賦課金（サーチャージ）」を負担している。現在電気料金が上昇傾向にある中、再生可能エネルギーが急激に普及し賦課金も上昇すれば、エネルギーコストは更に増加し、企業経営や家計の圧迫につながる。

○よって、固定価格買取制度の長短を踏まえた施策を検討すべきであるとともに、目標ありきで事業者や府民に過度の負担を強いる施策には反対。

2.「エネルギー消費の抑制」について　（資料２の２ページ）

（１）「省エネ型ライフスタイル･ビジネススタイルへの転換」および「省エネ機器･設備の導入促進」について

○エネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー供給量の増加だけでなく、エネルギー需要量の抑制も重要。

○BEMS や家庭用 HEMS に代表される IT 機器やガス冷暖房の採用等、企業や家庭が節電・省エネ対策に取り組むことは、エネルギーコストの負担軽減にもつながるため、更なる普及・啓発に努めるべき。

○また、こうした取り組みを促進するため、例えば、節電・省エネ効果の高い設備・機器を導入する事業者に対する補助金や融資制度の拡充、また、節電・省エネ対策のノウハウを分かりやすく情報提供し、専門家による節電・省エネに関する無料診断やアドバイスを充実させるなど、ハード・ソフトの両面から事業者や府民が積極的に節電・省エネに取り組む姿勢を引き出せるよう努めるべき。

（２）「住宅･建築物の省エネ化」について

○既存建築物の省エネ性能の評価手法や任意の届出制度の創設が検討されていることについては、事業者に対して計画書や報告書の作成・届出などで更なる負担を強いることがないよう留意すべき。また、大阪府だけが拙速に取り組むのではなく、国や周辺自治体との調整を図り、重複行政を回避し整合性のある制度設計を進めるべき。

○また、建築物の緑化や省エネなど環境への配慮を総合的に評価する「CASBEE制度」（大阪府建築物の環境配慮制度）などを活用し、省エネ性能の分野で一定の基準を満たす環境配慮型の建築物に対しては、固定資産税の減免や容積率の緩和を行うなど、インセンティブ施策による省エネ化を誘導すべき。

3. その他　（資料２の２ページ）

○「環境と経済の両立」の実現にあたっては、環境産業の振興も重要。

○節電･省エネや再生可能エネルギーに関連する市場を拡大するため、需要側への補助金や融資制度の拡充、行政の率先購入等によるマーケットの創出や、供給側への生産設備増強や研究開発への補助金や融資制度の拡充、大手と中小企業のマッチング事業や産学･産産連携による研究開発に対する支援等を講じ、需要と供給の両面から産業振興を目指すべき。

以　上

＜添付資料＞　資料１：「おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）」 の概要
資料２：「おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）」に対する意見

資料1

「おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）」の概要

1. 目標

2020 年度までに 150 万kW以上(※)の電力創出を目指す

(※)府域のピーク時電力需要(2012 年夏)の約 14%に相当

〇2020 年度における効果

供給力の増加 (125 万kW)	・太陽光発電による供給力の確保:90 万 kW ・分散型電源(コージェネレーション等)による 供給力の確保:30 万 kW ・廃棄物発電等による供給力の確保:5 万 kW　等

需要の削減 (25 万kW)	・ガス冷暖房等による需要の削減:20 万 kW ・BEMS 等による需要の削減:5 万 kW　等 (BEMS:ビルのエネルギーを管理し、電力使用量の削減を図るシステム)

2. 取組み方針(施策の概要)

(1)再生可能エネルギーの普及拡大

〇太陽光発電の普及促進

〇その他の再生可能エネルギーの普及促進(中小水力発電、バイオマス発電)

(2)エネルギー消費の抑制

〇省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

・家庭や中小事業者の省エネ対策の取組支援　等

・環境教育や省エネアドバイスの推進　等

〇省エネ機器・設備の導入促進

〇住宅・建築物の省エネ化

・新築・増改築住宅、建築物の省エネの推進　等

(3)電力需要の平準化と電力供給の安定化

〇電力ピーク需要の抑制

・市場メカニズムを活用した需要家サイドの取組みの促進

・電力ピーク対策に資する設備の導入支援　等

〇電力供給の安定化

・自立・分散型電源及び蓄電装置の普及促進　等

・スマートコミュニティ、スマートメーターの導入促進　等

〇多様な電力事業者の参入促進

・今後の電力システム改革を見据えた参入環境の整備

・中小企業等が自ら選択して電力を調達できる仕組みの構築　等

以　上

資料 2

平成 26 年1月

「おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）」に対する意見

大阪商工会議所

大阪府は今般、これまで国が主導してきたエネルギー問題に対して、地方自治体として積極的に関与し新たなエネルギー社会の構築を目指すため、大阪市と共同で「おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)」の策定を進めている。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故発生以降、全国的に原子力発電所が稼働停止し電力供給不足への懸念が払拭されない中、早期の電力安定供給の実現が望まれる。

こうした状況を打開するため、大阪府と大阪市が一体となり、地域特性に応じたエネルギー施策を講じようとする姿勢は評価するが、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)」の核となる太陽光発電の導入目標は、府下における現在の太陽光発電の普及率と比較して実現性の乏しい水準となっている。高い目標を掲げることで府内事業者や府民に対して大阪府・大阪市の強い意志を示すことも重要ではあるが、それが企業活動や府民生活を阻害するものとなっては本末転倒である。

環境・エネルギー政策の実効性を高めるには、「環境と経済の両立」という大原則のもと、事業者の前向きな取り組み姿勢を引き出すとともに、環境産業振興の観点から、規制よりもインセンティブを重視した施策を講じるべきである。また、広域的な視点に立ち、国や周辺自治体とも協働しながら対策を進める視点も重要である。

以上の点を踏まえ、下記の通り意見する。

記

1．「再生可能エネルギーの普及拡大」について

「おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)」において、2020(平成 32)年度における大阪府域での電力供給力目標は 125 万kW となっており、このうち 90 万kW が太陽光発電によるものとされている。これは原子力発電の約1基分に相当する電力供給量となるが、現時点の府域における太陽光発電の普及状況は 25 万kWにとどまっており、目標値との乖離は極めて大きい。大阪府内のメガソーラーが 1 万kW の発電を得るのに 21ha の土地を要していることを踏まえると、この目標数値は極めて高く実効性に疑問がある。供給力の増加・需要の削減には再生可能エネルギーだけでなく、分散型電源等の導入などより幅広な施策とするべきである。

また、平成 24 年度から実施されている「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を担保するため、企業や府民は電力料金に加え「賦課金（サーチャージ）」を負担している。現在電気料金が上昇傾向にある中、再生可能エネルギーが急激に普及し賦課金も上昇すれば、エネルギーコストは更に増加し、企業経営や家計の圧迫につながる。よって、固定価格買取制度の長短を踏まえた施策を検討すべきであるとともに、目標ありきで事業者や府民に過度の負担を強いる施策には反対する。

2.「エネルギー消費の抑制」について

（１）「省エネ型ライフスタイル･ビジネススタイルへの転換」および「省エネ機器･設備の導入促進」について

エネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー供給量の増加だけでなく、エネルギー需要量の抑制も重要である。「おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)」にも記載のとおり、BEMS や家庭用 HEMS に代表される IT 機器やガス冷暖房の採用等、企業や家庭が節電・省エネ対策に取り組むことは、エネルギーコストの負担軽減にもつながるため、更なる普及・啓発に努められたい。

また、こうした取り組みを促進するため、節電・省エネ対策に前向きに取り組んだ企業が評価されるような施策が望まれる。例えば、節電・省エネ効果の高い設備・機器を導入する事業者に対する補助金や融資制度の拡充、また、節電・省エネ対策のノウハウを分かりやすく情報提供し、専門家による節電・省エネに関する無料診断やアドバイスを充実させるなど、ハード・ソフトの両面から事業者や府民が積極的に節電・省エネに取り組む姿勢を引き出せるよう努めるべきである。

（２）「住宅･建築物の省エネ化」について

建築物におけるエネルギー使用抑制は重要な課題ではあるが、過度の規制により企業や府民への負担を強いることがないよう留意すべきである。また、国や周辺自治体の制度と整合を取り、重複行政を回避する視点も重要である。

こうした観点から、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン(素案)」において、既存建築物の省エネ性能の評価手法や任意の届出制度の創設が検討されていることについては、事業者に対して計画書や報告書の作成・届出などで更なる負担を強いることがないよう留意すべきである。また、大阪府だけが拙速に取り組むのではなく、国や周辺自治体との調整を図り、整合性のある制度設計を進められたい。

また、建築物の緑化や省エネなど環境への配慮を総合的に評価する「CASBEE制度」（大阪府建築物の環境配慮制度）などを活用し、省エネ性能の分野で一定の基準を満たす環境配慮型の建築物に対しては、固定資産税の減免や容積率の緩和を行うなど、インセンティブ施策による省エネ化を誘導すべきである。

3. その他

「環境と経済の両立」の実現にあたっては、環境産業の振興も重要な要素となる。節電・省エネ性能の高い設備・機器や再生可能エネルギー関連機器等の製造分野や、省エネ・節電対策支援等のサービス分野などの市場を拡大するためには、こうした製品・サービスの導入インセンティブの付与による需要拡大が不可欠である。このような製品・サービスを導入する側への補助金や融資制度の拡充、ならびに行政の率先購入等によるマーケットの創出が求められる。一方、省エネ・新エネ機器メーカー側に対しても、生産のための設備増強や研究開発への補助金や融資制度の拡充、大手と中小企業のマッチング事業や産学連携、産産連携による研究開発に対する支援等を講じられたい。このように、需要と供給の両面からの産業振興の視点が必要である。

以　上